

観光プロダクト造成促進加速化事業補助金対象事業募集要領

2020年5月13日
(一社)山口県観光連盟

山口県観光連盟（以下「連盟」という。）では、県内各地域の特色ある自然・文化等を活用した、付加価値の高い体験型コンテンツの造成・販売を加速化し、新型コロナウイルス感染症収束後の力強い回復につなげていくため、観光プロダクト造成促進加速化事業補助金により、県内の民間事業者による「売れる」「稼げる」商品造成に向けた取組を支援する。

1 補助の概要

《対象者》

県内に主たる事業所又は事務所を置き、観光客を対象とした体験型コンテンツの開発を行う民間事業者であり、自ら事業主体として実施する者

- ※国税及び県税に未納がない者
- ※反社会的勢力に該当しないこと

《補助率》

3/4以内

《限度額》

上限：3,000千円 下限：200千円

- ※施設の整備に係る経費は対象としない。(コンテンツの造成・販売に必要不可欠と認められる施設の部分的な改修等に係る経費を除く)

2 補助の対象となる事業

体験型コンテンツの造成・販売に向けた、必要な備品等の整備、多言語対応、テストマーケティングの実施等

- ※新たな体験型コンテンツの開発や既存コンテンツのブラッシュアップ等を行うもの
- ※イベント開催や情報発信（PR活動）、プロモーション活動を主たる内容とするものは対象外

(体験型コンテンツの例示)

体験の種類	コンテンツの例示
アウトドア	ダイビング、カヌー、SUP、トレッキング、ラフティングetc
ものづくり	陶芸、ガラス工房、伝統工芸、手作り雑貨・アクセサリetc
生活・文化	伝統文化、料理教室、木工教室、修行体験etc
観光・クルーズ	着物・浴衣レンタル、果物狩り、酒蔵めぐり、クルージングetc
スポーツ・リラクゼーション	サイクリング、ボルダリング、ヨガetc

3 事業実施の要件等

- ・取組の持続性、自走化を目指すものであること。
 - ・市又は町の支援・協力を得て取り組まれるものであること。(補助金等による資金面での支援・協力に限らず、地元関係者への協力・連携の働きかけ、外部専門家による現地指導等への立ち会いなどの支援・協力も含まれます。)
 - ・連盟が指定する外部専門家による体験型コンテンツの造成等に係る指導・助言や相互体験会(試行実施)への参加など、ノウハウ面でのサポートを得ながら行うものであること。
 - ・連盟が指定するオンライン予約販売システムなど、ICTを活用した商品(体験型コンテンツ)の販売体制を取り入れるものであること。
 - ・オンライン予約販売に当たっては在庫設定をすること。
 - ・2020年10月までの販売開始を目標とし、2021年3月10日までに実績を報告すること。
 - ・事業の進捗状況について、所定の様式で定期的に(1箇月に1回程度)報告すること。
- ※上記要件により難しい場合は事前に相談のこと

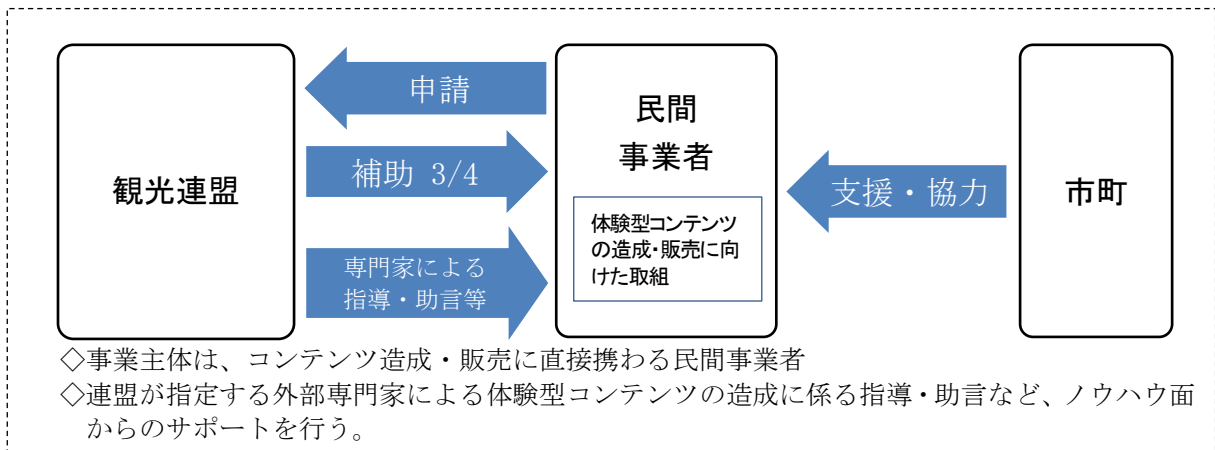
4 補助対象となる経費

謝金、旅費、人件費、消耗品費、委託・外注費(施設改修、テストマーケティングの実施に係る委託・外注など)、会場使用料等、通信運搬費、広告料、備品購入費、印刷製本費
※販売開始後の事業運営費(ランニングコスト)は対象外

※詳細は観光プロダクト造成促進加速化事業補助金交付要綱別表を参照のこと

※原則として、消費税及び地方消費税額は補助対象外。但し、消費税法における納税義務者とならない事業者等については、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。この場合、補助事業終了後、補助金交付要綱第12条の規定に基づき、消費税等の確定申告に伴う報告書を提出すること

(事業実施のイメージ図)



5 募集期間

2020年 5月13日(水)～2020年 7月31日(金) 17時

※1 民間事業者につき申請できる件数は1件です。予算の範囲内であれば、1件の中で複数の観光コンテンツを開発しても構いません。

※原則として、応募いただいた月の翌月末を目途に審査結果を通知する予定です。

※予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

※募集の結果、補助金申請額の総額が予算に達していない場合は、追加募集を実施する予定です。

6 選考方法等

補助事業の選定は、連盟が設置する審査会において審査した後、補助金を交付すべきものと認めた場合に交付決定を行います。

なお、審査は、提出いただいた申請書類による書類審査により実施します。

【募集等の主な流れ】

① 事前相談



- ・民間事業者が予め申請書類の案を作成し提出
- ・内容の確認等のため、外部専門家等が電話等によるヒアリング・助言等を実施

② 申請書の提出



- ・①で内容が確定した申請書類を提出
- ※申請の前に必ず事前相談をしてください。

③ 審査委員会による審査



- ・県観光連盟内に審査委員会を設置し、事業を審査
- ・審査委員会は、毎月1回程度開催を予定

④ 交付決定



- ・交付決定し、民間事業者へ通知

⑤ 事業の実施



- ・外部専門家等による活動状況の確認や助言・指導等を実施（日程等は別途調整）
- ・民間事業者は、事業の進捗状況を定期的に報告（必要に応じ概算払い）

⑥ 事業の完了・実績報告書の提出



- ・事業完了後20日以内又は2021年3月10日までに実績報告書を提出

⑦ 額の確定

- ・実績報告書を審査し、補助金の額を確定
- ・補助金の交付

7 申請の方法

《申請者》

県内に主たる事業所又は事務所を置き、観光客を対象とした体験型コンテンツの開発を行う民間事業者

《申請書等》

所定の様式に必要な事項を記入し、県観光連盟まで郵送又は直接、持参する。

なお、関係市町の意見書については、市町と協議の上、参考様式等により、市町の観光振興方針との整合や事業実施への支援・協力方針等に関する意見書をご提出ください。

※県観光連盟のホームページから様式等をダウンロード可。詳細は観光プロダクト造成促進加速化事業補助金交付要綱参照

《提出先》

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 一般社団法人 山口県観光連盟

8 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

一般社団法人 山口県観光連盟

メール：taiken@oidemase.or.jp

電話：083-924-0462

FAX：083-928-5577

地元市町による意見等

(記載例)

〇〇市(町)は、△△△△が行う□□□□の開発・販売等に同意し、本市(町)の観光振興に資する取組として、その実施に協力します。

(※地元市町に依頼し、市町の観光振興方針との整合や事業実施への支援・協力方針等に関する意見等を市町に記載してもらってください。その際、市町の窓口や担当者が不明な場合は、連盟にご相談ください。)

市町名 _____

担当部署 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

※本様式は参考であり、地元市町の意向等に応じて、体裁は適宜変更いただ
いて構いません。